

始良市農業委員会総会議事録（5月）

1. 開催日時 平成30年5月31日（木） 午後1時30分～3時50分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市菌 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7号 非農地証明願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（貸付希望）について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
~~加治本農林水産係長~~
始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成30年5月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第2回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、11番委員、12番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から49番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は5月31日、契約の始期は6月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、1年間で1件、3年間で9件、4年間で1件、5年間で28件、10年間で10件で、合計49件となっております。面積につきましては、合計66,876㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の3ページから10ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の8ページ39番から42番までが15番委員、43番と44番が3番委員、45番が12番委員、46番と47番が5番委員、48番と49番が19番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から38番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願ひします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から38番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願ひします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定</p>

	<p>についての1番から38番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号39番から42番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>39番から42番の関係者、15番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (15番委員退席)</p> <p>それでは、39番から42番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第1号39番から42番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、39番から42番については原案のとおり決定いたしました。15番委員は着席してください。</p>
議 長	<p>委員 (15番委員着席)</p> <p>次に、43番から44番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (3番委員退席)</p> <p>それでは、43番から44番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それではお諮りいたします。議案第1号43番から44番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、43番から44番については原案のとおり決定いたしました。3番委員は着席してください。</p>

議 長	委 員	(3番委員着席)
		次に、45番の関係者、12番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(12番委員退席)
		それでは、45番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第1号45番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、45番については原案のとおり決定いたしました。 12番委員は着席してください。
議 長	委 員	(12番委員着席)
		次に、46番から47番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(5番委員退席)
		それでは、46番から47番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第1号46番から47番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、46番から47番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。
議 長	委 員	(5番委員着席)
		次に、48番から49番につきましては、議事参与制限に、私に関係

	しておりますので、会長職務代理者の5番委員に議長を交代いたします。 (議長退席)
議長(代理)	それでは、48番から49番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長(代理)	それではお諮りいたします。議案第1号48番から49番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長(代理)	賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、48番から49番については原案のとおり決定いたしました。
議長	(議長着席)
	————— 議案第2号 —————
議長	次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、11ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、豊留在住の〇〇。譲渡人、西宮島町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字前田〇〇番 田 921㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	3番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年5月23日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、元農業委員の〇〇さんの奥さんです。譲渡人は、譲受人所有の隣の田を耕作しています。出入口がなく、譲受人の田より出入り

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>しています。譲受人の夫の生前に、田を買ってほしいと相談していました。また、今回、相談にこられたそうです。労働力は、本人と息子の嫁です。息子は霧島市で働いていて、土日祝日は手伝いをしています。また年に10名程度雇用をされています。耕作面積は11町5反ほど、生産牛を44頭飼育しています。機械類は、トラクター4台、田植え機、コンバイン、軽トラ3台、2トンダンプ、動噴2台を所有しています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p> <p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字小原ノ下〇〇番 田 545㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年5月19日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、水稻を35a耕作しています。申請地は、昔から譲受人が小作をしていて、農機具はいろいろそろっています。譲受人は、住所は木津志ではないですけれど、先日、地元の話し合いのなかで、孫が地元に戻ってきて農業をしている方もいますので、地元の担い手として認めようという話をしたところ賛成した方が非常に多く、そうなっていくんじゃないかと思ひます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番畑 140㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年5月22日代理人から申請地で、聞き取りを行いました。申請地はよく管理されており、また譲受人は認定農業者で主に水稻を栽培されています。</p>

議 長	<p>労力は奥さんと2人で、農機具も全て完備しています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字山口田〇〇番〇 田 1, 750㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年5月17日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、機械等は全てそろっており、農作業に問題ないと判断しました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

事務局	<p>1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p>
議 長	<p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 350㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、隣地の住宅を借家としているが、申請地を借人の駐車場として使用したいためです。資金は現状のまま使用のため不要です。土地改良区等はなし。すでに駐車場をなっています。始末書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、青雲会病院から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、始末書もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字野崎〇〇番 畑 538㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅1棟の建築面積183.92㎡です。申請理由は、一般住宅を計画していたが、別の場所に建築したため、申請地を共同住宅の建築用地としたいためです。資金は自己資金及び融資で対応し、土地改良区等はなし。議案第4号1番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から北東に約150mの</p>

<p>議 長</p>	<p>位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金と融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字野崎〇〇番 畑 538㎡です。当初の許可は、平成29年1月10日付けの5条許可で、転用目的は一般住宅でした。変更後の申請人は、同一です。土地の所在は、変更前と同一です。転用目的は、共同住宅です。理由は、一般住宅は別な場所に建築したため、申請地は共同住宅を建築したためです。議案第3号2番と関連があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、議案第3号2番で、11番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p>

		次の2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、宮崎市在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番〇田69㎡です。当初の許可は、平成29年3月6日付けの5条許可で、転用目的は通路でした。変更後の申請人は、鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、変更前と同一です。転用目的は、変更前と同一です。理由は、共同住宅の建設計画で進入路が狭いため、申請地を同時に購入し、通路拡幅して利用するためです。議案第5号11番と関連があります。3筆の内、こちらのみ事業計画変更申請になります。以上です。
議長		ただいまの説明に関連して、10番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての11番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	事務局	10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス重富店から西側に隣接しています。被害防除の現況は、東が農道、西が田と里道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長		これより、議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。 議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から16番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字中俵原〇〇番〇 畑 286㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積101.10㎡です。申請理由は、現在、借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から南に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町北字椎ヶ丸〇〇番〇 田 737㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫1棟の建築面積60㎡です。申請理由は、農機具倉庫にしたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。すでに埋め立てがされていたので、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。第1種農地なので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>12番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である農業用施設等に該当するため問題なし。申請地の位置は、北上公民館から南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が雑種地、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中塩入〇〇番〇 田 378㎡、〇〇番〇 田 342㎡、〇〇番〇 田 317㎡、合計3筆の1,037㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地〇〇番〇（2区画）、〇〇番〇と〇〇番〇（3区画）を宅地造成したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから北東に約150mの位置です。被害防除の現況は、2か所ありまして、1か所目が、東が道路、西が道路、南が田、北が道路です。2か所目は、東が田、西が道路、南が道路、北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番についてご説明申し上げます。 譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 田 420㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内に</p>

<p>議 長</p>	<p>ある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、クレーン業を営んでおり、自宅から距離があり不便なため、自宅近くにクレーンの駐車場を造成したためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が田、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、横浜市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田 314㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場と通路です。申請理由は、自社の入口用道路及び資材置場を拡張するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が工場、南が田で荒地でした。北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番 田 263㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅1棟の建築面積99.37㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、申請地を買い受け、自家を建築するためです。資金は融資で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が里道、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字上水流〇〇番 田 575㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材置場と事務所1棟の建築面積101.02㎡です。申請理由は、事務所建築用地兼資材置場として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、インフラテック始良工場から東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>8番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番〇 畑 409㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地造成（1区画）として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南西に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩) 時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、埼玉県川越市在住の〇〇。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 497㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積106.41㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、申請地を取得し、一般住宅を建築するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>10番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から北に約50mの</p>

議 長	<p>位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
事務局	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 畑 826㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲(4区画)として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と道路、西が畑、南が畑、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、宮崎市在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番〇 田 69㎡、〇〇番 田 1,129㎡、〇〇番 田 651㎡、合計3筆の1,849㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は共同住宅1棟の建築面積263.14㎡です。申請理由は、当地に共同住宅の建設並びに進入路の拡幅計画に至るためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。〇〇番〇が議案第4号2番と関連があります。他2筆は新規です。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>本案件については、議案第4号2番で、10番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、住吉在住の〇〇。譲渡人、兵庫県伊丹市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑 212㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積62㎡です。申請理由は、土地は譲受人が購入し、息子が永住用家屋の建築計画に至るためです。資金は自己資金及び融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、働く女性の家から北東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。譲受人と譲渡人は親子の関係です。土地の所在は、平松字南園〇〇番〇 畑 1, 035㎡の内240㎡、〇〇番〇 畑 1, 035㎡の内253㎡、合計2筆の493㎡です。同一地番ですが、現在分筆中のため、別々に記載しています。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積72㎡です。申請理由は、父から受贈し、自己家屋の建築計画に至る。通路の持分は、父と共有するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が畑と市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、千葉市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、東餅田字五反畑〇〇番〇田329㎡、〇〇番〇田272㎡、合計2筆の601㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は建売住宅4棟の建築面積297.54㎡です。申請理由は、建売住宅4棟を建築するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス始良店から東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、福岡県大野城市在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字上牟田〇〇番田1,585㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は共同住宅2棟の建築面積346.27㎡です。申請理由は、事業多角化のため、貸家経営を行う計画であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス始良店から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、兵庫県西宮市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字中尾立〇〇番〇 畑 171㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積92.53㎡です。申請理由は、住宅建築用地として利用するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 116.52㎡と一体利用し、全事業面積は287.52㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから北西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 11番推進委員。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。3番について、参考資料は21ページです。3筆あるが、隣接していません。なぜひとくくりの申請なのですか。</p>

議 長	事務局。
事務局	申請人が同一で申請地も比較的近くです。転用目的が同じ宅地造成で、同じ事業ですので、1件でよろしいです。
議 長	11番推進委員。
委 員	現場は離れているし、排水等の状況も変わってくる。私は1件ずつだすべきだと思います。どのくらいという距離があるのですか。
議 長	事務局。
事務局	同じ事業で、申請者も同一であれば1件でよろしいです。具体的には50mくらいであれば。同じ案件でも例えば1kmも離れていれば、別です。
議 長	他にございませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
	————— 議案第6号 —————
議 長	次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 申請人、中津野在住の〇〇。所有者、住吉在住の〇〇。土地の所在は、住吉字トウベ〇〇番 畑 417㎡の内344㎡です。残りの73㎡は、農業用倉庫として承認済です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の

議 長	<p>広がり10ha以上ですので、第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、農機具置場です。申請理由は、露天の農機具、肥料置場にするためです。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、永瀬橋から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性は、農家のため農機具置場が必要なため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、東餅田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字東山ノ口〇〇番〇 田 584㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請理由は、水はけが悪くなったためです。すでに盛土をされていましたので、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が水路と畑、西が市道、南が田、荒地です。北が宅地です。申請実現の確実性は、自宅の隣接地で畑として利用するため確実であります。条件及び特記事項は始末書ありです。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番から2番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第6号農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	<p>————— 議案第7号 —————</p>
議長	次に、日程第9、議案第7号非農地証明願について議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明申し上げます。1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、鹿児島市在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、平松字小新開〇〇番〇 田 394㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和50年です。現況は宅地です。申請理由は亡き父が昭和50年頃に家を新築したためです。始末書の添付があります。以上です。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、9番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	9番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、重富小学校から北東に約400mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約43年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてすでに43年経過しており、家も建つているのでやむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長	次の2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、東餅田在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、東餅田字東山ノ口〇〇番〇 田 297㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は平成7年12月です。現況は宅地です。申請理由は平成7年12月に自宅を建築したためです。始末書の添付があります。以上です。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約600mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約22年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が水路、西が道路、南が畑、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地として22年が経過しており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第7号非農地証明願についての1番から2番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号非農地証明願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号非農地証明願についての1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議 長	次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（貸付希望）について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号農地あっせん申出（貸付希望）についてご説明いたします。総会資料は、21ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、86ページになりますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、加治木町辺川字外園〇〇番 田 1, 382㎡、〇〇番田 724㎡の計2筆です。申請人は、霧島市在住の〇〇。希望期間は5～10年、希望小作料は10a当たり〇〇円となっております。以上、議案第8号の説明を終わります。
議 長	これより、議案第8号1番について質疑に入ります。質疑のある方は

		<p>挙手をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
		<p>それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（貸付希望）についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
議 長	委 員	<p>[賛成多数]</p>
		<p>賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出（貸付希望）についての1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議 長	委 員	<p>「意見なし」</p>
		<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号農地あっせん申出（売渡希望）についての、1番については、8番推進委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
議 長	委 員	<p>「はい」</p>
		<p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
		<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長		<p>次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の1ページをご覧ください。7番につきましては、前回総会にて質問のあったところでございますが、先般本人へ現在の状況を確認したところ、これまでに別途出費が重なり、現在農地を購入する意思がなくなったため取り下げてほしいとのことでしたので、終了となります。</p> <p>次に9番につきましては、貸付としての申請から3年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。21番につきましては、売渡</p>

	<p>としての申請から5年以上経過しておりましたので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。24番につきましては、平成30年3月総会にて5条申請がされ、許可となりましたので終了となります。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。34番につきましては、5月17日に本人より電話が取り下げの連絡がありましたので、終了となります。</p> <p>最後に、5ページをご覧ください。60番につきましては、1月の総会で申請がでましたが、2月総会で紹介した農地により現時点での耕作面積で満足しているとのことで、取り下げとなり終了となります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 4番委員。</p> <p>4番委員です。57番の〇〇の借受希望ですが、だいぶ借りているので確認をしました。補助金で機械を買って、30haに4町足りないの、まだあっせんしてほしいとのことでした。それから、61番について、2件ほど紹介しましたが、成立しませんでした。本人から取り下げの連絡がありました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。5月は、7件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（5月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>「質問・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>

議 長	<p>それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p> <p>それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○作業グループについて説明</p> <p>○調査委員会の設置について提案</p> <p>○被服貸与について連絡</p> <p>○15一絵の対象者リストと地図配布及び説明</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成30年度第2回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____